平成２８年（フ）第９１２号
京都市伏見区石田西ノ坪１番地３　リソシエ醍醐グランディス109
破産者　山本　祐佳
1　決定年月日　平成29年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第９４７号
京都市北区紫野大徳寺町67番地の42
破産者　森田　幸治
1　決定年月日　平成29年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第９５８号
京都市西京区大枝西新林町６丁目５番地８
破産者　佐伯　　睦
1　決定年月日　平成29年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２２号
山口県大島郡周防大島町大字西安下庄3025番地２岡田アパート101、前住所山口市吉敷中東４丁目８番17号
破産者　白木　正治
1　決定年月日　平成29年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２８年（フ）第７７号
山口県山陽小野田市大字西高泊673番地３
破産者　山本　真美
1　決定年月日　平成29年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第９７号
山口県宇部市西梶返３丁目10番59―101号、従前の住所山口県宇部市大字西岐波6494番地52
破産者　糸永　貞亮
1　決定年月日　平成29年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第２９３号
高知県高岡郡日高村沖名5121番地
破産者　横山　和男
1　決定年月日　平成29年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１６７号
福岡県久留米市国分町731番地10　ネオハイツ国分902号
破産者　吉川　優子
1　決定年月日　平成29年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第１８９号
福岡県久留米市六ツ門町６番地18　ＨＩＬＬＳ六ツ門701号、前住所福岡県久留米市上津町2228番地525
破産者　シュシュクレープこと　野田憲一郎
1　決定年月日　平成29年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第２０８号
福岡県久留米市原古賀町29番地24　アーサー六ツ門プレミアムタワー302号
破産者　益田香織里
1　決定年月日　平成29年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第８３号
福岡県大川市大字津721番地２
破産者　古賀　純一
1　決定年月日　平成29年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２７年（フ）第８４号
福岡県大川市大字津721番地２
破産者　古賀眞由美
1　決定年月日　平成29年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２８年（フ）第６８号
福岡県田川市大字糒1892番地
破産者　嶋本　敬治
1　決定年月日　平成29年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２８年（フ）第７３号
福岡県田川郡川崎町大字川崎839番地の１
破産者　玉井久仁彦
1　決定年月日　平成29年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２８年（フ）第７４号
福岡県田川郡川崎町大字川崎839番地の１
破産者　玉井　圭子
1　決定年月日　平成29年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２８年（フ）第４４７号
熊本市中央区米屋町２丁目３番地１　602号アンピール五福
破産者　山﨑　英利
1　決定年月日　平成29年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第４５５号
熊本県上益城郡御船町大字豊秋2059番地１
ラ・フィーネ　メルヴェール106号
破産者　松元　祐志
1　決定年月日　平成29年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結

平成２８年（フ）第３３５８号
東京都大田区山王２丁目21－３－205
破産者　伊藤　純子
1　決定年月日　平成29年２月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３８３１号
東京都葛飾区四つ木４丁目11－９－402
破産者　小松　　明
1　決定年月日　平成29年２月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部